解散公告（第一回）

当社は、平成十一年十二月十五日に破産宣告を受け解散致しましたが、破産手続終結後に当該破産財団から放棄された資産から弁済に供しうる財産が生じたため、平成二十二年三月十二日に東京地方裁判所より当職が清算人に選任されました。

つきましては、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

東京都中央区日本橋本町二丁目四番五号黒田ビル　株式会社日本音光

東京都港区虎ノ門二丁目三番二二号第一秋山ビルディング六階ひかり総合法律事務所

清算人　藤原　宏高

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年四月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

横浜市鶴見区下末吉一丁目三一番二〇号

特定非営利活動法人かながわ人権・福祉フォーラム

清算人　金子　修

解散公告（第一回）

当法人は平成二十一年五月八日開催の通常総会の決議により平成二十二年三月三十一日静岡県教育委員会の許可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

静岡市葵区千代田三丁目一番一号

社団法人静岡市立高等学校後援会

清算人　手塚　昭次

清算人　橋本　臣尉

清算人　山﨑　清治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月十三日開催の第十回理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

鳥取県鳥取市南吉方一丁目九八番地三

財団法人初動負荷トレーニング研究財団

B．M．L．T　Foundation of Research

代表清算人　小山　裕史

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年二月二十四日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

山口県山口市鋳銭司二三六四番地六

財団法人山口県聴覚障害児教育振興会

代表清算人　三輪研一郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年二月二十七日鹿児島県知事の設立の認証の取消しにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

鹿児島市皇徳寺台五丁目三一番五号

特定非営利活動法人スポーツＤＯ

清算人　三角　清一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月一日付北海道知事の認可により平成二十二年三月四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

北海道旭川市四条通二五丁目二九七番地

医療法人社団25丁目歯科

清算人　辻　任

平成二十二年四月二十七日

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月十五日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

栃木県宇都宮市若草一丁目一〇番六号

社団法人栃木県軍恩連盟

清算人　坂本　明雄

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十二年三月三十一日に解散し清算事務を行っているから、当土地改良区に対し債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

栃木県矢板市山田一四一一番地

清算法人矢板市山田西土地改良区

清算人代表　鈴木　義正

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年二月八日開催の臨時組合総会の決議により平成二十二年三月三十一日解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県富士見市大字下南畑三七六七番地一一

富士見市竹ノ内工業団地協同組合

代表清算人　市川　浩

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

東京都千代田区二番町一―二番町ハイム三三五号

特定非営利活動法人日本エンタテインメント・アーカイブス事業支援機構

清算人　廣瀬　隆一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月十八日開催の理事会および評議員会の決議により、平成二十二年四月一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

東京都文京区本郷七丁目三番一号東京大学医学部アレルギー・リウマチ内科内

財団法人真鍋奨学財団

代表清算人　伊藤　幸治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十月二十九日開催の社員総会の決議ならびに外務大臣の認可により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

東京都中央区銀座五丁目一五番八号

社団法人外交知識普及会

代表清算人　齋藤　邦彦

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年四月五日金沢市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

石川県金沢市松村五丁目六六番地

金沢市松村第二土地区画整理組合

清算人代表　金原　博

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年三月二十三日長野県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

長野県茅野市塚原二丁目六番一号

茅野市・諏訪市家下青木土地区画整理組合

代表清算人　小平　義直